

# 令和3年度 第1期 論文式憲法試験問題

## 受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出してください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。  
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。  
また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。  
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。  
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。  
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞄等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

## [憲 法]

### [設問]

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あん摩師等法」という。）7条は、あん摩、はり、灸等の業務又は施術所に関し、いかなる方法によるを問わず、同条1項各号に列挙する事項以外の事項について広告することを禁止し、同項により広告することができる事項についても、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならないと定めている（【参考資料】を参照。）。その立法趣旨は、もし広告を無制限に許容するときは、患者を吸引しようとするためやそもそも虚偽誇大に流れ、一般大衆を惑わす虞があり、その結果適時適切な医療を受ける機会を失わせるような結果を招来することをおそれたためである。

Aは灸業を営むものであるところ、灸の適応症であるとした神經痛、リュウマチ、血の道、胃腸病等の病名を記載したビラ約7030枚を配布した。Aはあん摩師等法7条に違反するとして起訴された。Aは、灸がAの配布したビラに記載された疾病に適応する効能を有することは顕著な事実であるのに、あん摩師等法7条は、虚偽、誇大にわたる広告のみならず、その内容が真実であるか、正当であるかを問わずに適応症に関する広告を一切禁止しており、憲法に違反すると主張した。

①営利広告の自由の保障の根拠条文、②営利広告の規制の合憲性を判断する基準を明らかにした上で、あん摩師等法7条が憲法に違反するかどうかを検討しなさい。

### 【参考資料】

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年12月20日法律第217号）（抄録）

第1条 医師以外の者で、あん摩、マツサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

第7条 あん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第1条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間

## 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

2 前項第1号乃至第3号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

第13条の8 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第5条又は第7条（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二～八 （略）

